

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	アルコニックス株式会社
【英訳名】	ALCONIX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 手代木 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03(3596)7400
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員CSO コーポレート部門長 鈴木 匠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー12階
【電話番号】	03(3596)7400
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員CSO コーポレート部門長 鈴木 匠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) アルコニックス株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜二丁目6番18号 淀屋橋スクエア14階) アルコニックス株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区武平町五丁目1番 名古屋栄ビルディング5階)

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金45円

剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うと共に、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設など、所要の変更を行う。
- (2) 株主総会の運営について、より一層柔軟かつ機動的な対応を可能にするため、取締役会があらかじめ定める取締役が株主総会の招集権者及び議長となるよう、変更する。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更する。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、手代木 洋、鈴木 匠、高橋 伸彦、菊間 千乃、今津 幸子、松尾 英喜、佐藤 真司の7名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、北垣 淳一、荻 茂生、武田 涼子の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、小暮 和敏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の報酬決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とした上で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する譲渡制限付株式の付与の報酬の上限額を上記報酬枠の額の範囲内で年額80百万円以内とする。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を設定する。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件
監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	219,853	1,445	-	(注)1	可決 98.5
第2号議案	219,394	1,904	-	(注)2	可決 98.3
第3号議案					
手代木 洋	208,862	12,436	-	(注)3	可決 93.5
鈴木 匠	214,628	6,670	-	(注)3	可決 96.1
高橋 伸彦	214,726	6,572	-	(注)3	可決 96.2
菊間 千乃	213,993	7,305	-	(注)3	可決 95.8
今津 幸子	214,393	6,905	-	(注)3	可決 96.0
松尾 英喜	218,243	3,055	-	(注)3	可決 97.7
佐藤 真司	218,491	2,807	-	(注)3	可決 97.9
第4号議案					
北垣 淳一	218,399	2,899	-	(注)3	可決 97.8
荻 茂生	218,281	3,017	-	(注)3	可決 97.8
武田 涼子	218,692	2,606	-	(注)3	可決 98.0
第5号議案					
小暮 和敏	218,611	2,686	-	(注)3	可決 97.9
第6号議案	217,168	4,130	-	(注)1	可決 97.3
第7号議案	217,048	4,250	-	(注)1	可決 97.2
第8号議案	217,355	3,943	-	(注)1	可決 97.4

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上